

○岡山県警察職員等の旅費支給規程

(昭和 42 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号)

**改正** 昭和 43 年 3 月 25 日警察訓令第 9 号 昭和 44 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号  
昭和 45 年 3 月 1 日警察訓令第 2 号 昭和 45 年 8 月 22 日警察訓令第 20 号  
昭和 45 年 12 月 16 日警察訓令第 25 号 昭和 46 年 4 月 12 日警察訓令第 11 号  
昭和 48 年 11 月 29 日警察訓令第 27 号 昭和 51 年 3 月 27 日警察訓令第 5 号  
昭和 52 年 3 月 4 日警察訓令第 1 号 昭和 54 年 8 月 15 日警察訓令第 10 号  
昭和 54 年 11 月 28 日警察訓令第 13 号 昭和 61 年 3 月 6 日警察訓令第 2 号  
平成 2 年 7 月 6 日警察訓令第 13 号 平成 13 年 5 月 18 日警察訓令第 13 号  
平成 17 年 3 月 14 日警察訓令第 13 号 平成 21 年 3 月 25 日警察訓令第 13 号  
平成 22 年 3 月 17 日警察訓令第 8 号 平成 25 年 3 月 27 日警察訓令第 15 号  
令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 8 号

岡山県警察職員等の旅費支給規程を次のように定める。

岡山県警察職員等の旅費支給規程

岡山県警察職員等の旅費支給規程(昭和 37 年岡山県警察訓令第 7 号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 県が支弁する岡山県警察に要する旅費の取扱いに関しては、岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号。以下「条例」という。)及び岡山県職員等の旅費支給規則(昭和 27 年岡山県規則第 88 号。以下「規則」という。)並びに別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(証人等の旅費)

第 2 条 捜査上その他の必要により招致した証人、鑑定人、参考人、通訳、その他これらに類する者には、証人、参考人、鑑定人等の費用弁償及び手当に関する条例(昭和 32 年岡山県条例第 9 号)第 2 条に規定する費用弁償の種類及び額の旅費を支給する。ただし、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)第 2 条第 1 項第 2 号に定める内閣総理大臣等又は第 3 号に定める指定職の職務にある者(以下「指定職の職務にある国家公務員」という。)が旅行する場合における鉄道賃、船賃及び宿泊料の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年岡山県条例第 5 号。以下「知事等旅費条例」という。)別表第 2 の知事の区分に掲げる額とする。

2 条例第 3 条第 5 項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とし、その額は、条例の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額とする。

(旅行命令簿等の様式)

第 2 条の 2 規則第 3 条に規定する旅行命令簿等の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する旅行命令 旅行命令書(様式第 1 号)
- (2) 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する旅行依頼 旅行依頼書(様式第 2 号)  
(運賃の調整)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する旅行における運賃については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者が、公用の車両、船舶若しくは航空機(以下「公用車等」という。)を利用し、又は乗車券の交付を受ける(通勤定期乗車券を利用する場合を含む。)等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は支給しない。
- (2) 新たに採用された職員が、初任教養のため警察学校に入校する場合における居住地から当該警察学校所在地までの旅行をするとき又は警察学校に入校した後、採用取消しとなった場合における帰住のための旅行をするときの鉄道賃はその乗車に要する運賃、急行料金及び座席指定料金を、船賃は下級の運賃(等級の区分がない場合は、その乗船に要する運賃)及び座席指定料金を、車賃は条例第 17 条第 1 項ただし書に規定する額の車賃を支給する。
- (3) 旅行者が警衛若しくは警護の用務で旅行する場合又は犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合において、旅行命令権者が条例第 14 条に規定する鉄道賃又は第 15 条に規定する船賃によることが公務上重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、現に利用した交通機関の等級に応ずる鉄道賃又は船賃を支給することができる。
- (4) 職員が知事、副知事、公営企業管理者、議会の議員又は指定職の職務にある国家公務員(以下「知事等」という。)に随行して旅行する場合には、知事等と同一の鉄道賃又は船賃を支給することができる。

2 船賃の額は、実費額による。ただし、前項第 3 号又は第 4 号の規定による場合を除き、条例第 15 条に規定する船賃の額を超えることができない。

(車賃の調整)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する旅行における車賃については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者が道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に定める自動車又は原動機付自転車(公用の車両及び有料の交通機関を除く。以下「自動車等」という。)を利用して旅行する場合には、自動車等を利用する旅行の路程に応じ、条例第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、同項ただし書中「37 円」を「25 円」に読み替えて計算した車賃を支給する。ただし、職員が自動車等に同乗して旅行する場合の車賃は、支給しない。

(2) 旅行者が徒歩又は自転車で旅行する場合には、当該区間の車賃は、支給しない。

- 2 前項第 1 号に該当する場合において、県内の陸路計算に係る路程について知事の定めがない区間については、地方公共団体の長その他当該経路の計算について信頼するに足る者の証明又は資料により路程を計算することができる。ただし、その場合の車賃にあつては、路程 4 キロメートル以上の旅行について支給することとし、その額は、条例第 19 条第 1 項に規定する額を超えることができない。

(宿泊料の調整)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅行者が旅行し、公用の施設に宿泊した場合には、次の区分により宿泊料を支給する。

イ 有料で食事を提供する公用の施設に宿泊するとき 1 夜につき 3,920 円

ロ 食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき 1 夜につき 4,900 円

(2) 旅行者が、旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続きその職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかつた場合には、原則として宿泊料は支給しない。ただし、当該旅行において引き続き 5 時間以上その職務に従事し、当該旅行に伴う経費を必要とする場合には、条例別表第 1 の金額の 4 分の 1 に相当する額の宿泊料を支給する。

(3) 第 1 号に該当する場合を除くほか、旅行者が旅行し、行事の主催者等により宿泊場所を指定された場合には、当該宿泊に要する実費を宿泊料として支給する。

(4) 前号に該当する場合において、指定された宿泊施設に宿泊しなければ公務上重大な支障を及ぼすおそれがあると旅行命令権者が認め、かつ、当該宿泊料を宿泊料定額の範囲内で支弁することができないときは、現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給することができる。

(5) 旅行者が、旅行し、当該旅行者又はその親族若しくは知人の住居に宿泊した場合その他宿泊料の支給を要しないと旅行命令権者が認める場合には、宿泊料を支給しない。

2 宿泊を伴う長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的(以下「研修等」という。)のため旅行する職員には、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める宿泊料を支給する。

(1) 警察学校に宿泊するとき 1 夜につき 2,080 円

(2) 警察学校以外に宿泊するとき 当該宿泊に要する実費

(旅行雑費の調整)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する旅行における旅行雑費については、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員が条例第 19 条第 1 号に規定する県内旅行をするときの旅行雑費は、支給しない。

(2) 職員が条例第 19 条第 2 号に規定する県内旅行以外の旅行において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊施設に宿泊した場合を除くほか、公用車等又は自動車等を利用し、若しくは乗車券の交付を受ける(通勤定期乗車券を利用する場合を含む。)等により無料で交通機関を利用して旅行するときの旅行雑費は、支給しない。

(3) 前条第 2 項第 1 号に該当する場合の旅行雑費は、支給しない。

(移転料の調整)

第 7 条 職員の赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤公署から新在勤公署までの路程に満たない場合には、その現実の路程に応じた条例別表第 2 の定額による移転料を支給する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、条例別表第 2 の鉄道 50 キロメートル未満の場合の移転料定額の 3 分の 2 に相当する額(ただし、扶養親族を随伴しない場合には、その 2 分の 1 に相当する額)を支給する。

(1) 赴任を命ぜられた職員が住居を移転する場合において、勤務上の必要により、警察本部長、部長又は所属長(以下「本部長等」という。)が特に命令して職員の住居を移転させた場合のうち在勤公署から 8 キロメートル以内の地域(以下「在勤地」という。)内又は在勤地以外の同一市町村(広域市町村にあつては、同一地区)の存する地域(以下「在勤地以外の同一地域」という。)内で住居の移転を行った場合

(2) 職員が在勤官署の庁舎移転に伴い住居を移転した場合

(3) 勤務上の必要により、本部長等が特に命令して職員を県公舎等に居住させ、又はこれを明け渡させた場合

3 採用に伴い住所又は居所を移転した場合の移転料は、条例別表第 2 の鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満の場合の移転料定額の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、採用に伴い在勤地内又は在勤地以外の同一地域内へ赴任を命ぜられた職員が、職員のための県公舎等に居住することを命ぜられた場合には、条例別表第 2 の鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満の場合の移転料定額の 6 分の 1 に相当する額とする。

4 警察学校において初任教養を受ける者が新任配置に伴い公用車等で新在勤地に赴任(住居の移転を含む。)した場合の移転料は、支給しない。ただし、扶養親族を随伴する場合には、条例別表第 2 の移転料定額(第 2 項第 1 号に該当する場合には、条例別表第 2 の鉄道 50 キロメートル未満の場合の移転料定額の 3 分の 2 に相当する額)の 2 分の 1 に相当する額を支給する。

5 前 3 項の規定により移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(着後手当の調整)

第 8 条 職員の赴任に伴う着後手当については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 新在勤地に到着後、直ちに職員のための県公舎等を利用できる場合又は自宅等に入る場合には、条例別表第 1 の金額の 2 夜分に相当する額
- (2) 職員の赴任に伴う移転の路程が鉄道 50 キロメートル未満の場合には、条例別表第 1 の金額の 3 夜分に相当する額
- (3) 職員の赴任に伴う移転の路程が鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満の場合には、条例別表第 1 の金額の 4 夜分に相当する額
- (4) 採用に伴い住所又は居所を移転した場合には、条例別表第 1 の金額の 3 夜分に相当する額(ただし、新在勤地に到着後、直ちに職員のための県公舎等を利用できる場合又は自宅等に入る場合には、条例別表第 1 の金額の 2 夜分に相当する額)

2 前条第 4 項本文に該当する場合の着後手当は、支給しない。

3 職員が前条第 2 項各号のいずれかに該当する住居の移転を行った場合は、条例別表第 1 の金額の 1 夜分に相当する額を着後手当として支給する。

(扶養親族移転料の調整)

第 9 条 条例第 22 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する扶養親族移転料のうち、12 歳未満の者に対する航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができるものとする。

2 職員が第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する住居の移転を行った場合は、当該移転の際に職員に支給される着後手当に限り、条例第 22 条の規定に準じて計算した額を扶養親族移転料として支給する。

(旅行中の療養による旅費の調整)

第 10 条 旅行者が旅行中、医療施設等を利用して療養したため、法令に基づく療養の給付又は補償を受けた場合には、当該療養施設等に入った日の翌日からこれを出た日の前日までの間の宿泊料及び旅行雑費の 2 分の 1 に相当する額は、これを支給しないものとする。

(居住地等から直ちに旅行する場合等の旅費の調整)

第 11 条 私事のために在勤地又は出張地(以下「在勤地等」という。)以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地(以下「居住地等」という。)から直ちに旅行する場合において、居住地等から目的地に至る旅費額が在勤地等から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地等から目的地に至る旅費を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により居住地等から目的地に至る旅費を支給することが必要であると旅行命令権者が認める場合には、当該旅費を支給することができる。

2 旅行命令権者は、この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の特例)

第 12 条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第 6 条に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員に支給する鉄道賃、船賃及び宿泊料の額は、知事等旅費条例別表第 2 の知事の区分に掲げる額とし、着後手当及び扶養親族移転料の額は、知事の例により算出した額とする。

(文書の保存)

第 13 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
旅行命令書	作成した所属	5 年
旅行依頼書	作成した所属	5 年

附 則

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 25 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 43 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 44 年 3 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 1 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 8 月 22 日警察訓令第 20 号)

この訓令は、昭和 45 年 8 月 22 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 12 月 16 日警察訓令第 25 号)

この訓令は、昭和 45 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 4 月 12 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 46 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 11 月 29 日警察訓令第 27 号)

この訓令は、昭和 48 年 11 月 29 日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 3 月 27 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 4 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 8 月 15 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程附則第 2 項の規定は、昭和 54 年 7 月 10 日以後に出発する内国旅行について適用する。

附 則(昭和 54 年 11 月 28 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則(昭和 61 年 3 月 6 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 61 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年 7 月 6 日警察訓令第 13 号)

(施行日)

1 この訓令は、平成 2 年 7 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程第 5 条第 1 号の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 5 月 18 日警察訓令第 13 号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 14 日警察訓令第 13 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、3 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日警察訓令第 13 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、次項に定めるものを除き、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発生した原因に基づく赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 17 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 8 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。